

○新座市既存木造住宅耐震診断助成金交付要綱

平成21年4月28日

告示第183-2号

(趣旨)

第1条 この告示は、既存木造住宅の耐震診断を実施する者に対して、予算の範囲において新座市既存木造住宅耐震診断助成金（以下「助成金」という。）を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

2 助成金の交付に関しては、新座市補助金等の交付に関する規則（昭和47年新座市規則第23号）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において「耐震診断」とは、一般財団法人日本建築防災協会が定める木造住宅の耐震診断と補強方法に基づく一般診断法又は精密診断法により、建築物の地震に対する安全性を評価することをいう。

(対象建築物)

第3条 助成金の交付の対象となる建築物（以下「対象建築物」という。）は、市内に存する昭和56年5月31日以前に着工された地階を除く階数が2以下の一戸建ての木造住宅（延べ面積の2分の1以上を居住の用に供するものに限る。）で、建築確認（建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項に規定する建築主事の確認をいう。）を取得しているものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に認める建築物を対象建築物とすることができる。

(対象者)

第4条 助成金の交付を受けることができる者は、次に掲げる要件に該当する者とする。

- (1) 市内に住所を有していること。
- (2) 対象建築物を自己又は1親等の親族が所有していること。
- (3) 対象建築物に居住していること。
- (4) 市税等を滞納していないこと。
- (5) 第8条第1項の規定による助成金の交付決定の通知前に、耐震診断の実施に関する契約を締結していないこと。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認める場合は、助成金の交付を受けることができる者とする事ができる。

(耐震診断を行う者)

第5条 助成金の交付の対象となる耐震診断を行う者は、次に掲げる要件に該当する者とする。

- (1) 建築士法(昭和25年法律第202号)第2条第1項に規定する建築士の資格を有すること。
- (2) 建築士法第23条第1項に規定する建築士事務所であって、原則として市内に存するものに所属していること。
- (3) 一般財団法人日本建築防災協会が主催する木造住宅の耐震診断の講習会を受講している者又はこれと同等以上の講習を受講している者(第7条第1項第3号において「耐震診断資格者」という。)であること。

(助成金の額等)

第6条 助成金の額は、耐震診断に要した費用の額に3分の2を乗じて得た額(その額に1,000円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)とし、50,000円を限度とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者が対象建築物に居住している場合は、耐震診断に要した費用の額(その額に1,000円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)とし、10万円を限度とする。

- (1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定により身体障がい者手帳の交付を受けている者
- (2) 埼玉県療育手帳制度要綱(平成14年埼玉県告示第1365号)に基づく療育手帳の交付を受けている者
- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定により精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けている者
- (4) 介護保険法(平成9年法律第123号)第19条に規定する要介護認定又は要支援認定を受けている者
- (5) 国民年金法(昭和34年法律第141号)に基づく年金その他の公的年金のうち障がいを支給事由とする年金を受給している者
- (6) 労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)に基づく障がい補償年

金又は障がい年金を受給している者

(7) 65歳以上の者

2 助成金の交付は、対象建築物1棟につき1回限りとする。

(交付申請)

第7条 助成金の交付を受けようとする者は、耐震診断の実施前に、新座市既存木造住宅耐震診断助成金交付申請書に次に掲げる書類を添えて、これを市長に提出しなければならない。

(1) 建築確認通知書の写し又は建築時期が確認できる書類

(2) 対象建築物を自己又は1親等の親族が所有していることが確認できる書類

(3) 耐震診断を実施する建築士の建築士免許証、建築士事務所登録通知書の写し及び耐震診断資格者を証する書類

(4) 付近見取図、配置図、各階平面図（建築物の床面積の記載があるもの）及び現況写真

(5) 申請者の市税等の納税証明書又は非課税証明書

(6) 耐震診断に要する費用が分かる見積書の写し

(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

2 前項に定めるもののほか、前条第1項ただし書の規定に該当する場合は、当該事実を証する書類の写しを提出しなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、助成金の交付を受けようとする者は、市の保有する個人情報に係る書類に代えて個人情報利用目的外利用同意書を提出することができる。

(交付決定)

第8条 前条の交付申請があったときは、その内容を審査の上、交付の可否を決定し、新座市既存木造住宅耐震診断助成金交付決定・申請却下通知書により、その旨を申請者に通知するものとする。

2 前項の規定により助成金の交付決定を受けた者（以下「助成対象者」という。）は、助成金の交付に係る耐震診断の実施に関する契約を締結することができるものとする。

(変更等承認申請)

第9条 助成対象者は、第7条の交付申請の内容を変更し、又は耐震診断を中止しようとするときは、新座市既存木造住宅耐震診断内容変更等承認申請書を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(完了報告)

第10条 助成対象者は、耐震診断の完了後、速やかに新座市既存木造住宅耐震診断完了報告書に次に掲げる書類を添えて、これを市長に提出しなければならない。この場合において、受領委任払（助成対象者が耐震診断を行った建築士の所属する建築士事務所に対し助成金の受領を委任することをいう。第13条において同じ。）により第12条に規定する助成金の請求をしようとするときは、第3号の書類に代えて当該建築士事務所からの請求書を提出しなければならない。

(1) 耐震診断の結果報告書

(2) 耐震診断の契約書の写し

(3) 耐震診断の領収書の写し（これを添付できない特段の理由がある場合にあつては、市長が定める書類）

(4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

2 前項の報告書は、第8条第1項の規定による交付決定の通知のあった日の属する年度の2月末日までに提出しなければならない。

(交付確定通知)

第11条 前条の規定による報告があつたときは、その内容を審査し、第8条の規定による交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、新座市既存木造住宅耐震診断助成金交付確定通知書により、その旨を助成対象者に通知するものとする。

(助成金の請求)

第12条 前条の規定による通知を受けた助成対象者は、新座市既存木造住宅耐震診断助成金請求書により、助成金の交付を市長に請求するものとする。

(助成金の交付)

第13条 前条の規定による請求があつたときは、助成対象者に対し助成金を交付するものとする。この場合において、受領委任払により助成金の交付があつたときは、助成対象者に対し助成金の交付があつたものとみなす。

(助成金の返還)

第14条 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けた者があるときは、交付を受けた助成金を返還させることができる。

(委任)

第15条 この告示に定めるもののほか、様式の作成その他の助成金の交付に関し必要な事項は、まちづくり未来部長が別に定める。

(令4告示83・一部改正)

附 則

この告示は、平成21年5月1日から施行する。

附 則(平成21年告示第342号)

この告示は、平成21年10月1日から施行する。ただし、第5条の改正規定は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成23年告示第273号)

- 1 この告示は、告示の日から施行する。
- 2 改正後の新座市既存木造住宅耐震診断助成金交付要綱の規定は、この告示の施行の日以後の認定申請に係る助成金の交付について適用し、同日前の認定申請に係る助成金の交付については、なお従前の例による。

附 則(平成25年告示第92号)

- 1 この告示は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 改正後の新座市既存木造住宅耐震診断助成金交付要綱の規定は、この告示の施行の日以後の認定申請について適用し、同日前の認定申請については、なお従前の例による。

附 則(平成27年告示第76号)

- 1 この告示は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 改正後の新座市既存木造住宅耐震診断助成金交付要綱第5条の規定は、平成27年10月1日以後に新座市既存木造住宅耐震診断助成金の交付の対象となる耐震診断を行う者について適用する。

附 則(平成31年告示第91号)

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和4年告示第83号)

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和8年告示第27号）

この告示は、告示の日から施行する。